

同月二日

一 本町より日守まである橋の下の土中より湯江に被却
 けられぬとて至るに橋の下の土中より湯江に被却
 けられぬとて至るに橋の下の土中より湯江に被却

四月二日

一 阿仁金山火事、本町より至るに橋の下の土中より湯江に被却
 けられぬとて至るに橋の下の土中より湯江に被却
 けられぬとて至るに橋の下の土中より湯江に被却

(後略)

元和六 庚申 年三月十一日 御記録所御書物梅津主馬政景日記

一去三日之日付にて(而)半右衛門所^ろ(より)飛脚有、様子は(盤)

御下り遅々致候間、同七日に(尔)江戸を罷立下り申候て(而)城々

破却仕候得と 御意之由来ル、十五日ニは(者)湯沢

迄参着可致由、就之湯沢・横手・角館三ヶ城え(江)仙北

中御蔵入・給人前ニかきあ(阿)て人足可申付由、則嘉

左衛門・六左衛門・半七・惣吉・左内ニ申付郷割仕候、先

湯沢分奉行貳拾人申付候

(中略)

一横手城ハ御普請奉行窪田^ろ(より)貳拾人、刈和野より

貳拾人、合四拾人郷中高之儀も湯沢^ろ陪申付候

是ハ明日被罷出、十九日に(尔)横手迄参着、廿日ニ普請ニ

取付候様二人足被申付候得と申理候、道具ハ右ニ同シ

同十七日

一江戸より去十日之日付にて(而)半右衛門書中有、御飛脚御

小人今年ノ刻参着、其様子ハ城々破却之事

御年寄衆絵図を以御披露候得は(者)、

公方様御機嫌之由

義宣勝手次第二と被 仰出之由、就之仙北二横手、

比内二大館をハ被残置候由、半右衛門ハ同十一日二江戸罷立、

廿二日二は湯沢え(江)参着可致由被申越候、横手に(尔)て

御用ニて(而)濃州窪田[㌺](より)横手江被罷帰候様ニと申越候

(中略)

同廿五日

一廿四日之日付ニて(而)半右衛門横手[㌺](より)書中有、湯沢之破却

昨日隙明候て昼立二横手迄参着致候由、明日八角館え(江)参着可致由

四月二日

一阿仁金山火事ニ付様子可申付た(多)め(免)窪田[㌺](より)鹿渡

村迄参着致候、半右衛門事ハ桧山御城破却之ため(免)

被参候間同道致鹿渡一宿

(後略)

元和六 庚申 年三月十一日 御記録所御書物梅津主馬政景日記

一去三日之日付にて(而)半右衛門所^ろ(より)飛脚有、様子は(盤)

御下り遅々致候間、同七日に(尔)江戸を罷立下り申候て(而)城々

破却仕候得と 御意之由来ル、十五日ニは(者)湯沢

迄参着可致由、就之湯沢・横手・角館三ヶ城え(江)仙北

中御蔵入・給人前ニかきあ(阿)て人足可申付由、則嘉

左衛門・六左衛門・半七・惣吉・左内ニ申付郷割仕候、先

湯沢分奉行貳拾人申付候

(中略)

一横手城ハ御普請奉行窪田^ろ(より)貳拾人、刈和野より

貳拾人、合四拾人郷中高之儀も湯沢^ろ陪申付候

是ハ明日被罷出、十九日に(尔)横手迄参着、廿日ニ普請ニ

取付候様二人足被申付候得と申理候、道具ハ右ニ同シ

同十七日

一江戸より去十日之日付にて(而)半右衛門書中有、御飛脚御

小人今年ノ刻参着、其様子ハ城々破却之事

御年寄衆絵図を以御披露候得は(者)、

公方様御機嫌之由

義宣勝手次第二と被 仰出之由、就之仙北二横手、

比内二大館をハ被残置候由、半右衛門ハ同十一日二江戸罷立、

廿二日二は湯沢え(江)参着可致由被申越候、横手に(尔)て

御用ニて(而)濃州窪田[㌺](より)横手江被罷帰候様ニと申越候

(中略)

同廿五日

一廿四日之日付ニて(而)半右衛門横手[㌺](より)書中有、湯沢之破却

昨日隙明候て昼立二横手迄参着致候由、明日八角館え(江)参着可致由

四月二日

一阿仁金山火事ニ付様子可申付た(多)め(免)窪田[㌺](より)鹿渡

村迄参着致候、半右衛門事ハ桧山御城破却之ため(免)

被参候間同道致鹿渡一宿

(後略)